



令和8年度 〈第10回〉

定例総会資料

自：令和7年4月1日
至：令和8年3月31日

日時； 令和8年4月9日（木） 19時～
会場； まなびや・うみ （多目的室）

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会

- * この資料は大切に保管して下さい。
- * 総会時にご持参下さい。

「つながろう宇美東小学校区！」

1 議案

第1号議案 令和7年度事業報告

第2号議案 令和7年度決算・監査報告

第3号議案 規約改定(案)

第4号議案 令和8年度新役員(案)

第5号議案 令和8年度事業計画(案)

第6号議案 令和8年度予算(案)

2 宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約

第1号議案

令和7年度事業報告(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事務局

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
毎月	「執行部会議」 役員会議の内容を議論	まなびや・うみ	4名	役員会の一週間前の木曜日18時～ 議題によっては、部会長が参加
臨時	「執行部会議」 特定の議題に関して議論	まなびや・うみ	4名	随時
毎月	「役員会議」 各種報告・事業運営会	まなびや・うみ	約30名	第1水曜日18時～

広報部会 (各種行事・イベント撮影取材) *東風だより定期発行

月 日	内 容	場 所	配布数	備 考
4月	東風だより第31号発行	東校区全所帯	2,700戸	2,700戸(企業を含む)。加えて、 宇美東小学校(50部) 宇美東中学校(50部) 配布。
6月	東風だより第32号発行	東校区全所帯	2,700戸	
8月	東風だより第33号発行	東校区全所帯	2,700戸	
10月	東風だより第34号発行	東校区全所帯	2,700戸	
12月	東風だより第35号発行	東校区全所帯	2,700戸	

健康福祉部会 「わくわくクラブ」 介護予防教室

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考 (開催日)
4月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	184/12名	7, 14, 21, 28日
5月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	129/9名	12, 19, 26日
6月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	217/11名	2, 9, 16, 23, 30日
7月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	126/9名	7, 14, 28日
8月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	168/12名	4, 18, 25日
9月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	183/11名	1, 8, 22, 29日
10月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	139/12名	6, 20, 27日
11月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	90/10名	10, 17日
12月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	169/11名	1, 8, 15, 22日
1月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	133/11名	5, 19, 26日

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
2 月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	128/10名	2, 9, 16 日
3 月	わくわくクラブ/サポーター全体会議	障子岳公民館	175/11名	2, 9, 16, 23 日
*宇美町役場・社会福祉協議会協賛で実施				
*毎月最終開催日にサポーター全体会議を実施				

子供育成部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
7月23.24. 25日	東っ子サマースクール	まなびやうみ 1F 多 目的室、2F 研修室	46名	別途、中学生ボランティア・CSボランティア”
令和8年 3月8日	東っ子はこぶつく	まなびやうみ 1F 多 目的室	28名	読書リーダー2名

防犯部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
年間	青色防犯パトロール	宇美東小学校区	年間 96 回の巡回、 延べ 192 名	
12月1日	粕屋ゼロミッション in イオン モール福岡 粕屋警察署広報 啓発イベント参加	イオンモール福岡	5名	

防災部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
2月11日	防災訓練(消火、AED、人工 呼吸、他)	まなびやうみ 1F 多 目的室、駐車場	20名	

環境部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
適時	ビオトープ管理	ビオトープ	30人/回	12回
6月28日	一本松池清掃	一本松池	67名	
8月23日	通学路・ビオトープ草刈・清掃	通学路 3か所	50名	

地域ふれあい部会

月 日	内 容	場 所	参加数	備 考
6月29日	スカットボール大会	宇美東小体育館	44名	
10月15日	グラウンドゴルフ大会	原の前グラウンド	51名	
11月30日	校区対抗グラウンドゴルフ大会	宇美町総合スポーツ公園	105名	

各部会合同

月 日	内 容	場 所	参加総数	備 考
10月15日	グラウンドゴルフ大会	原の前グラウンド	51名	
11月8日	宇美東元気フェス	小学校グラウンド	約2,000名	
11月30日	校区対抗グラウンドゴルフ大会	宇美町総合スポーツ公園	105名	

第2号議案

令和7年度 宇美東小学校区コミュニティ運営協議会 決算報告書

(収入部)

(単位：円)

科 目	7年度予算(A)	7年度決算(B)	増減(B-A)	備考
1. 前年度繰越金	360,977	360,977	0	
2. 交付金・補助金	9,752,000	9,669,520	△ 82,480	
(1)地域コミュニティ交付金	9,312,000	9,169,520	△ 142,480	
コミュニティ運営費	1,790,000	1,779,800	△ 10,200	
自治会長手当	1,645,000	1,463,350	△ 181,650	
自治会運営費	5,877,000	5,926,370	49,370	
(2)介護予防事業補助金	200,000	200,000	0	
(3)共働事業補助金	240,000	300,000	60,000	
3. 雑収入	120,865	199,126	78,261	
(1)銀行利息	865	2,826	1,961	
(2)元気フェス	0	196,300	196,300	
元気フェス売上	0	66,300	66,300	
元気フェス協賛金	0	130,000	130,000	
(3)障子岳南(砥石場)通学路 除草積立金	120,000	0	△ 120,000	
収入の部合計	10,233,842	10,229,623	△ 4,219	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算	決 算	残	備考
1. 事業費	1,000,000	1,125,843	125,843	
(1)広報部会	150,000	90,576	△ 59,424	広報誌、チラシ配布
(2)防犯部会	60,000	14,610	△ 45,390	青バト巡回お礼
(3)健康福祉部会	200,000	194,827	△ 5,173	サポーターお礼、お茶
(4)子供育成部会	50,000	29,677	△ 20,323	サマースクール、はこぶつく
(5)防災部会	80,000	9,249	△ 70,751	防災訓練
(6)環境部会	60,000	50,478	△ 9,522	草刈り、ピオトープ
(7)地域ふれあい部会	120,000	97,692	△ 22,308	地域交流スポーツ
(8)共働事業(元気フェス)	250,000	638,734	388,734	元気フェス
(9)障子岳南(砥石場)通学路 除草積立金	30,000	0	△ 30,000	
2. 事務費	200,000	282,289	82,289	
3. 役員手当	950,000	950,000	0	
4. 自治会分配金	5,961,150	5,926,370	△ 34,780	別表1参照
5. 自治会長手当	1,669,750	1,463,350	△ 206,400	別表2参照
6. 障子岳南(砥石場)通学路 除草積立金	120,000	0	△ 120,000	
7.予備費	240,000			
支出合計	10,140,900	9,747,852	△ 393,048	
8.次期繰越残高	92,942	481,771	388,829	
支出の部合計	10,233,842	10,229,623	△ 4,219	

総収入金額 10,229,623 - 総支出金額 9,747,852 = 481,771

< 監査報告 >

決算書と金銭出納帳、会計伝票及び預金通帳等を監査した結果、
適正に処理されたものと認められた。

令和8年3月15日

監査： 柴田祐作



毛利ひとみ



第3号議案

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約改定案比較表(令和8年4月)

改定(案) (令和8年4月)	(現 行)	改定事由
<p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 会計 1名</p> <p>(4) 事務局長 1名</p> <p>(5) <u>広報部員 1名</u></p> <p>(6) 自治会長 各自治会 1名</p> <p>(7) 部長 各部会 1名</p> <p>(8) <u>事業部員 各部会3名以内</u></p> <p>(9) 監事 2名</p> <p>2 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>部長は、本会の目的を達成するための事業の企画及び実施立案にあたる。</u></p> <p>(8) <u>事業部員は、管轄する事業を実施し、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その仕事を代行する。</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 会計 1名</p> <p>(4) 事務局長 1名</p> <p>(5) 自治会長 各自治会 1名</p> <p>(6) 部会長 各部会 1名</p> <p>(7) 副部会長 各部会 2名以内</p> <p>(8) 監事 2名</p> <p>2 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 部会長は、本会の目的を達成するための事業の企画及び実施にあたる。</p> <p>(8) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その仕事を代行する。</p>	<p>各部会が抱える事業数が年度ごとに変動し、その都度、最適な人材を事業ごとに任命できるようにするため”</p>
<p>(役員を選出)</p> <p>第7条</p> <p>2 応募者があったとき及び応募者がいない場合は役員選考委員会において選考しなければならない。</p> <p>3 <u>欠員が生じその補充を行う場合、又は増員が生じた場合、役員会の承認を得るものとする。</u></p>	<p>(役員を選出)</p> <p>第7条</p> <p>2 応募者があったとき及び応募者がいない場合は役員選考において選考しなければならない。</p>	<p>役員は、基本、総会の承認を得なければならないが、総会後に欠員補充・増員の必要が生じた場合の対応。</p>

改定(案) (令和8年4月)	(現 行)	改定事由
<p>(役員会)</p> <p>第9条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長、自治会長、<u>及び各部長及び副部長</u>をもって構成する。<u>なお、部長が必要と思う時は、事業部員も参加する。</u>定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。ただし役員会に置いて必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。原則、開催日は、毎月第1水曜日とする。</p>	<p>(役員会)</p> <p>第9条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長、自治会長、各部部长及び副部部长をもって構成する。定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。ただし役員会に置いて必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。原則開催日は、毎月第1水曜日とする。</p>	<p>上記、(役員)の変更に伴い、及び事業分野内での相互関係を深め、事業部員の負担を軽減するため変更。</p>
<p>(部会)</p> <p>第13条</p> <p>2 部会は、部会長、及び<u>事業部員</u>で構成する。</p> <p>3 部会長は、副部会長<u>事業部員</u>を指名することができる。また必要に応じて部会の会議を開くことができる。</p>	<p>(部会)</p> <p>第13条</p> <p>2 部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。</p> <p>4 部会長は、副部会長を指名することができる。また必要に応じて部会の会議を開くことができる。</p>	<p>上記、(役員)の変更に伴い変更。</p>

改定(案) (令和8年4月)		(現 行)		改定事由
別表2 (第14条関係)		別表2 (第14条関係)		
役職名	報酬額 (年額)	役職名	報酬額 (年額)	
会 長	240,000 円	会 長	240,000 円	
副 会 長	120,000 円	副 会 長	120,000 円	
会 計	100,000 円	会 計	100,000 円	
事務局長	100,000 円	事務局長	100,000 円	
<u>自治会長</u>	<u>自治会長手当とする。</u>	部 会 長	40,000 円	
部 会 長	40,000 円	副部会長	10,000 円	
副部会長 <u>事業部員</u> <u>広報部員</u>	10,000 円	監 事	3,000 円	
監 事	3,000 円			

第4号議案

令和8年度 新役員(案)

No,	役職	氏名	自治会名	備考
1	会長	山田 正義	宇美東	
2	副会長	齊藤 雅美	宇美東	
3	会計	永吉 朝子	障子岳	
4	事務局長	江口 敏雄	とびたけ三	
5	広報部員	南里 勝則	とびたけ一	
6	自治会長	早川 圭介	上の原	
7		田中 昭俊	障子岳	
8		片淵 勝次郎	とびたけ一	
9		中岡 清美	とびたけ二	
		江口 敏雄	とびたけ三	宇美東校区自治会長会 代表
		山田 正義	宇美東	
10		西山 和俊	山ノ内	
11	ふれあい部長	野中 良子	宇美東	
	事業部員	田中 昭俊	障子岳	
12	事業部員	藤 良登	とびたけ二	
13	子供育成部長	中原 貴子	とびたけ一	
14	事業部員	藤野 英機	とびたけ一	
15	防犯部長	溝上 澄夫	とびたけ三	
16	事業部員	大町 廉治	とびたけ二	
	防災部長	西山 和俊	山ノ内	
17	事業部員	山川 美枝	とびたけ二	
18	事業部員	牧山 誠	宇美東	
19	みどり環境部長	徳永 洋	とびたけ一	
20	事業部員	山田 隆英	とびたけ一	
	監事	神田 真奈美	上の原	
	監事	松下 輝夫	とびたけ二	

第5号議案

令和8年度事業計画(案) (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

事務局

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
毎月	「執行部会議」 役員会議の内容を議論	まなびや・うみ	4名	役員会の一週間前 の木曜日18時～ 討議内容により部長 が参加
臨時	「執行部会議」 特定の議題に関して議論	まなびや・うみ	4名	随時
毎月	「役員会議」 各種報告・事業運営会	まなびや・うみ	約15名	第1水曜日18時～

ふれあい部会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
5月31日	地域ふれあいデー	宇美東小体育館		
10月14日	グラウンドゴルフ大会	原の前グラウンド		
11月29日	五校区対抗グラウンドゴルフ大会	宇美中学校グラウンド		
	卓球交流会			宇美町介護予防推進 事業対象

子供育成部会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
7月	東っ子サマースクール	まなびやうみ 1F 多 目的室、2F 研修室	50名	
3月	東っ子はこぶっく	まなびやうみ 1F 多 目的室	30～50名	

防犯部会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
年間	青色防犯パトロール	宇美東小学校区	年間 90 回、延べ 180 名	
10 月	糟屋地区地域安全大会に参加	未定	1～3 名	
12 月	年末年始特別警戒部隊出陣 式に参加	未定	3～5 名	

防災部会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
11 月 8 日	五校区コミュニティ合同事業 (スクラム防災)	宇美南町民センター	未定	

みどり環境部会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
4月1日～	ビオトープ整備	ビオトープ	延べ 36 人	全 12 回
6 月 27 日	一本松池清掃	一本松池	65 人	
8 月 29 日	通学路草刈 3ヶ所	入江酒店～北門 ビオトープ	30 人	

宇美東元気フェス実行委員会

月 日	内 容	場 所	参加予 定人数	備 考
10 月 31 日	宇美東元気フェス	宇美東小学校グラウ ンド	約 2,000 人	

* 各事業に於いては、役員全員参加で実施する。

第6号議案

令和8年度 宇美東小学校区コミュニティ運営協議会 予算(案)

(収入部)

(単位:円)

科 目	8年度予算(A)	7年度決算(B)	増減(A-B)	備考
1. 前年度繰越金	481,771	360,977	120,794	
2. 交付金・補助金	9,903,266	9,669,520	233,746	
(1)地域コミュニティ交付金	9,903,266	9,169,520	733,746	
(2)介護予防事業補助金	0	200,000	△ 200,000	
(3)共働事業補助金	0	300,000	△ 300,000	
3. 雑収入	2,826	199,126	△ 196,300	
(1)銀行利息	2,826	2,826	0	
(2)元気フェス	0	196,300	△ 196,300	
収入の部合計	10,387,863	10,229,623	158,240	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	8年度予算(A)	7年度決算(B)	増減(A-B)	備考
1. 事業費	1,030,000	1,125,843	△ 95,843	
(1)ふれあい部会	80,000	97,692	△ 17,692	
(2)子供育成部会	40,000	29,677	10,323	
(3)防犯部会	60,000	14,610	45,390	
(4)防災部会	140,000	9,249	130,751	五校区共同事業防災訓練
(5)みどり環境部会	110,000	50,478	59,522	
(6)元気フェス	600,000	638,734	△ 38,734	
(7)広報部会	0	90,576	△ 90,576	
(8)健康福祉部会	0	194,827	△ 194,827	
2. 事務費	300,000	282,289	17,711	広報誌発行分含む
3. 役員手当	926,000	950,000	△ 24,000	
4. 自治会分配金	6,401,550	5,926,370	475,180	
5. 自治会長手当	1,463,350	1,463,350	0	
6. 予備費	266,963	481,771	△ 214,808	
支出の部合計	10,387,863	10,229,623	158,240	

(自治会分配金)

単位：円

自治会名	令和6年度決算額 (A)	令和7年度決算額 (B)	比較 (B - A)	備 考
上の原	681,400	678,980	△ 2,420	自治会長手当を含む
障子岳	1,702,900	1,622,490	△ 80,410	
とびたけ一	532,860	527,250	△ 5,610	
とびたけ二	739,940	738,070	△ 1,870	
とびたけ三	629,610	568,390	△ 61,220	
宇美東	1,222,800	1,232,150	9,350	
山ノ内	530,990	559,040	28,050	
合 計 額	6,040,500	5,926,370	△ 114,130	

(自治会長手当)

単位：円

自治会名	令和6年度決算額 (A)	令和7年度決算額 (B)	比較 (B - A)	備 考
上の原				自治会配分金を含む
障子岳	438,500	414,850	△ 23,650	
とびたけ一	167,900	166,250	△ 1,650	
とびたけ二	214,100	213,550	△ 550	
とびたけ三	181,650	178,350	△ 3,300	
宇美東	312,000	314,750	2,750	
山ノ内	167,350	175,600	8,250	
合 計 額	1,481,500	1,463,350	△ 18,150	

* 令和7年度と同額で計上していますが、実際には令和8年4月1日時点での自治会加入世帯数を基に計算致します。

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会と称し、事務所を町立研修所「まなびや・うみ」内に置く。

(目的)

第2条 本会は、相互扶助の精神にのっとりた連帯感のある暖かな地域社会づくりを目的とする。

(構成地域)

第3条 本会の構成地域は、宇美東小学校区内とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、構成地域内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、構成区域外に居住する者であっても、宇美東小学校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を含むものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の暮らし易いまちづくりを目指す事業
- (2) 総合的施策に関する事業
- (3) 住民の親睦・交流などに関する事業
- (4) 防犯・防災に関する事業
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 広報部員 1名
- (6) 自治会長 各自治会 1名
- (7) 部長 各部会 1名
- (8) 事業部員 各部会3名以内
- (9) 監事 2名

- 2 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
 - (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告を行うとともに各部会の記録・連絡調整を補助する。
 - (4) 事務局長は、本会の総務を担当し、企画及び各会議の記録、連絡調整を行う。
 - (5) 自治会長は、役員会委員、役員選考委員として参画するとともに、各部会に人員を派遣し、事業に協力する。
 - (6) 宇美東校区自治会長会代表（以下、自治会長代表と称す）は、執行部会委員として参画するとともに、自治会の意見等を集約し、執行部会・役員会に提議する。
 - (7) 部長は、本会の目的を達成するための事業の立案にあたる。
 - (8) 事業部員は、管轄する事業を実施し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その任務を代行する。
 - (9) 監事は、本会の会計及び事業監査の事務を担当する。また、他の役員を兼任することはできない。
- 3 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。また、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は、構成員への公募を基本とする。

- 2 応募者があったとき及び応募者がいない場合は役員選考委員会において選考しなければならない。
- 3 欠員が生じその補充を行う場合、又は増員が生じた場合、役員会の承認を得るものとする。

(執行部会)

第 8 条 執行部会は、会長が招集し、会長、副会長、会計、事務局長、宇美東自治会長会代表をもって構成する。また必要に応じて部長が参加するものとする。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長、自治会長、及び各部長をもって構成する。なお、部長が必要と思う時は、事業部員も参加する。定期的又は必要に応じて会長が召集し、次の事項を審議する。ただし役員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。原則、開催日は、毎月第 1 水曜日とする。

- 2 役員会は、次の事項について協議決定する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会議決事項の具体化の方針
 - (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(役員選考委員)

第10条 総会に諮る役員の人選を行う役員選考委員は、各自治会の自治会長をもって充てる。

- 2 役員選考委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員選考委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は委員の互選とする。

(代議員)

第11条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、別表1のとおり各自治会から選出するものとする。
- 3 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、年度当初に開催する定例総会、及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。また、会長は、付議すべき案件を示して3分の1以上の代議員からの要請があった場合は総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、役員及び代議員で構成する。
- 4 総会は代議員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 5 総会の議長は、当該総会に出席した代議員の互選により選出する。
- 6 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 規約の改正の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認
- 8 総会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 9 総会は、原則、公開とする。
- 10 会長は、総会を開催したときは、その議決結果及び重要と思われる事項等を構成員に報告しなければならない。

(部 会)

第13条 会長は、本会の運営及び事業を円滑に進めるため、役員会の了承を得て部会を設置することができる。

- 2 部会は、部長、及び事業部員で構成する。
- 3 部長は、事業部員を指名することができる。また必要に応じて部会の会議を開くことができる。
- 4 会議に役場関係者及び、外部者を呼ぶ時は事務局を通し、会長の許可を得る。

(報 酬)

第14条 役員の報酬は、別表2のとおりとする。

(経 理)

第15条 本会の経理は、宇美町地域コミュニティ交付金、寄付金、事業活動に伴う収入等をもって充てる。

- 2 年度中途において、事業活動に伴う収入があるときは、役員会の承認を得て、その収入額の範囲内で目的に応じた支出を行うことができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、軽微なものを除き、総会の承認を得て会長が別に定める。

付 則

- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- この規約改正は、平成30年4月1日から施行する。
- この規約改正は、平成30年4月10日から施行する。
- この規約改正は、平成31年4月12日から施行する。
- この規約改正は、令和2年4月17日から施行する。
- この規約改正は、令和3年4月23日から施行する。
- この規約改正は、令和6年4月21日から施行する。
- この規約改正は、令和8年4月9日から施行する。

別表 1 (第 11 条関係)

自治会	代議員数
上 の 原	3 人
障 子 岳	5 人
とびたけ一	3 人
とびたけ二	3 人
とびたけ三	3 人
宇 美 東	3 人
山 ノ 内	3 人

別表 2 (第 14 条関係)

役職名	報酬額 (年額)
会 長	240,000 円
副 会 長	120,000 円
会 計	100,000 円
事務局長	100,000 円
自治会長	自治会長手当とする。
部長	40,000 円
事業部員 広報部員	10,000 円
監事	3,000 円

- * 原則、上記役職の兼務は避けるものとする。但し、兼務する場合は、役員会の承認を得るものとする。また、複数の役職を兼務した場合はそれぞれの手当てを合算して支給する。